



政府統計

令和7年12月17日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室

室長 安川 学

専門官 佐藤 陽子

社会福祉施設統計係（内線 7552）

（代表電話） 03-5253-1111

（直通電話） 03-3595-2918

令和6(2024)年

社会福祉施設等調査の概況

目次

調査の概要	1
結果の概要	
1 施設の状況	
(1) 施設数	3
(2) 定員・在所者数・在所率	3
(3) 職種別常勤換算従事者数	4
2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況	
(1) 事業所数	5
(2) 利用状況	6
(3) 職種別常勤換算従事者数	8
総括表	9
参考表	10
用語の定義	13

令和6(2024)年社会福祉施設等調査の結果は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については層化無作為抽出した施設、それ以外についてはその全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

事業所票：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総数	155 806	129 652	128 241	83.2
施設票				
保護施設	233	226	221	97.0
老人福祉施設 ⁵⁾	3 252	2 986	2 986	91.8
障害者支援施設等	5 426	4 791	4 748	88.3
女性自立支援施設	48	48	47	100.0
児童福祉施設等	18 783	17 168	16 954	91.4
母子・父子福祉施設	55	51	51	92.7
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	10 379	8 998	8 934	86.7
事業所票				
障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所	117 630	95 384	94 300	81.1

注：施設の種類別内訳は10ページ参考表1を参照。

1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設・事業所に配布した詳細票の枚数である。

2) 回収客体数は、回収した詳細票の枚数である。

3) 集計客体数は、回収した詳細票のうち活動中の詳細票の枚数である。

4) 回収率(%) = 「回収客体数」 ÷ 「調査客体数」 × 100で算出している。

5) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。

3 調査の時期

令和6（2024）年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等
事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統

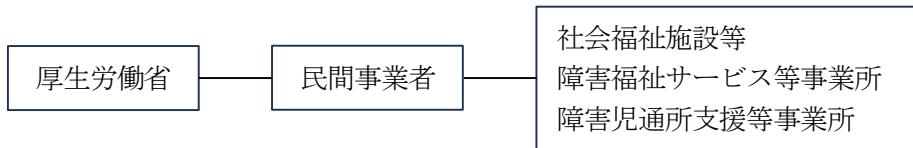
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県・指定都市・中核市に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及びオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	•
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満、又は比率が微少(0.05未満)の場合	0, 0.0
減少数(率)の場合	△

- (2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。
- (3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、数値の四則演算結果が対応する数値と合わない場合がある。
- (4) 詳細票は標本調査であり、結果を推計値で表章している。
推計方法については厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>) に掲載している。
- (5) 表1、表4、総括表（施設数）、参考表2は基本票の集計値、それ以外は、詳細票から得られた結果より算出した推計値である。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

生活保護法による保護施設	児童福祉法 ¹⁾ による児童福祉施設等	その他の社会福祉施設等	児童福祉法 ¹⁾ による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所
救護施設	助産施設 ※	授産施設 ※	児童発達支援事業所
更生施設	乳児院	無料低額宿泊所 ※	居宅訪問型児童発達支援事業所
医療保護施設 ※	母子生活支援施設	盲人ホーム ※	放課後等デイサービス事業所
授産施設	保育所型認定こども園	障保館 ※	保育所等訪問支援事業所
宿所提供的施設	保育所	へき地保健福祉館 ※	障害児相談支援事業所
老人福祉法による老人福祉施設	小規模保育事業所A型	日常生活支援住居施設 ※	
養護老人ホーム(一般)	小規模保育事業所B型	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	
養護老人ホーム(盲)	小規模保育事業所C型	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) ※	
軽費老人ホーム A型	家庭的保育事業所	障害者総合支援法による	
軽費老人ホーム B型	居宅訪問型保育事業所	障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	事業所内保育事業所	居宅介護事業所	
都市型軽費老人ホーム	児童養護施設	重度訪問介護事業所	
老人福祉センター(特A型) ※	障害児入所施設(福祉型)	同行援護事業所	
老人福祉センター(A型) ※	障害児入所施設(医療型)	行動援護事業所	
老人福祉センター(B型) ※	児童発達支援センター	療養介護事業所	
障害者総合支援法による障害者支援施設等	児童心理治療施設	生活介護事業所	
障害者支援施設	児童自立支援施設	重度障害者等包括支援事業所	
地域活動支援センター	児童家庭支援センター ※	計画相談支援事業所	
福祉ホーム	里親支援センター ※	地域相談支援(地域移行支援)事業所	
身体障害者福祉法による	小型児童館	地域相談支援(地域定着支援)事業所	
身体障害者社会参加支援施設	児童センター	短期入所事業所	
身体障害者福祉センター(A型) ※	大型児童館A型	共同生活援助事業所	
身体障害者福祉センター(B型) ※	大型児童館B型	自立訓練(機能訓練)事業所	
障害者更生センター ※	大型児童館C型	自立訓練(生活訓練)事業所	
補装具製作施設 ※	その他の児童館	宿泊型自立訓練事業所	
盲導犬訓練施設 ※	児童遊園 ※	就労移行支援事業所	
点字図書館 ※	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ¹⁾ による	就労継続支援(A型)事業所	
点字出版施設 ※	母子・父子福祉施設	就労継続支援(B型)事業所	
聴覚障害者情報提供施設 ※	母子・父子休養ホーム	自立生活援助事業所	
女性支援新法による女性自立支援施設		就労定着支援事業所	
女性自立支援施設			

注：※印の付いた施設は、詳細票による調査を実施していない。

- 1) 「児童福祉法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」については、令和5(2023)年4月から、こども家庭庁所管となった。

結果の概要

この結果は、令和6(2024)年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 施設数

施設の種類別に施設数をみると、「保育所等」は23,511施設で前年と比べ215施設、0.9%減少している。

また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は18,460施設で前年と比べ627施設、3.5%増加している。（表1、総括表）

表1 施設の種類別にみた施設数（基本票）

	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	各年10月1日現在	
			増減数	増減率(%)
総 数	78 079	77 803	276	0.4
保護施設	284	287	△ 3	△ 1.0
老人福祉施設	5 069	5 126	△ 57	△ 1.1
障害者支援施設等	5 371	5 457	△ 86	△ 1.6
身体障害者社会参加支援施設	315	313	2	0.6
女性自立支援施設 ¹⁾	47	47	0	0.0
児童福祉施設等	40 118	40 382	△ 264	△ 0.7
(再掲)保育所等 ²⁾	23 511	23 726	△ 215	△ 0.9
母子・父子福祉施設	55	55	0	0.0
その他の社会福祉施設等	26 820	26 136	684	2.6
(再掲)有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	18 460	17 833	627	3.5

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 女性自立支援施設は、令和5(2023)年までは婦人保護施設である。

2) 保育所等は、保育所型認定こども園及び保育所である。

(2) 定員・在所者数・在所率

施設の種類別に定員をみると、「保育所等」は2,225,103人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は712,728人となっている。

また、施設の種類別に在所者数をみると、「保育所等」は1,881,378人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は591,173人となっている。（表2、総括表）

表2 施設の種類別にみた定員・在所者数・在所率

	定員(人) ¹⁾	在所者数(人) ¹⁾	令和6(2024)年10月1日現在	
			令和6年 (2024)	令和5年 (2023)
総 数	3 506 823	2 971 644	86.5	85.8
保護施設	18 562	17 448	94.3	95.3
老人福祉施設	154 775	136 868	89.0	89.0
障害者支援施設等 ³⁾	182 975	146 686	91.9	92.0
女性自立支援施設 ⁴⁾	1 181	255	24.6	27.3
児童福祉施設等 ⁵⁾	2 436 602	2 079 214	85.8	85.6
(再掲)保育所等 ⁶⁾	2 225 103	1 881 378	84.9	85.0
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	712 728	591 173	87.1	84.0

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について詳細票による調査を実施した施設のみ、集計している。

2) 在所率(%) = 在所者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、定員不詳、在所者数不詳の施設及び詳細票による調査を行っていない施設を除いているため、表の定員及び在所者数を用いて算出しても在所率とあわない場合がある。

3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみ、在所者数は入所者数と通所者数の合計であり、在所率は在所者数のうち通所者数を除いている。障害者支援施設等のうち地域活動支援センターについては、在所者数を調査していない。

4) 女性自立支援施設は、令和5(2023)年までは婦人保護施設である。

5) 児童福祉施設等の定員及び在所者数には母子生活支援施設を含まない。

6) 保育所等は、保育所型認定こども園及び保育所である。

(3) 職種別常勤換算従事者数

施設の種類別に、職種別常勤換算従事者数をみると、保育所等の「保育士」は353,943人、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)の「介護職員」は142,481人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は62,135人となっている(表3)。

表3 施設の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

	総 数	1) 保 護 施 設	1) 老 人 福 祉 施 設	1) 障 害 者 支 援 施 設	女 性 自 立 支 援 施 設 等	1) 児 童 福 祉 施 設 (保育所等・地 域 型 保 育 事 業 所 を 除 く)	2) 保 育 所 等	2) 地 域 型 保 育 事 業 所	2) 母 子 ・ 父 子 福 祉 施 設	令和6(2024)年10月1日現在 有 料 老 人 ホ ー ム (サ ー ビ ス 付 き 高 齢 者 向 け 住 宅 以 外)
総 数	1 018 802	6 109	37 688	105 976	396	93 530	482 573	58 484	271	233 774
施設長・管理者	54 625	212	2 362	3 889	28	4 657	23 066	6 606	21	13 784
サービス管理責任者	4 018	4 018
生活指導・支援員等 ³⁾	92 551	741	4 198	62 135	176	15 831	3	9 467
職業・作業指導員	3 755	66	109	1 988	11	491	1	1 088
セラピスト	8 000	9	159	1 058	8	4 018	1	2 748
理学療法士	2 916	3	48	571	-	1 127	-	1 167
作業療法士	1 931	4	38	354	-	972	-	564
その他の療法員	3 152	2	73	133	8	1 919	1	1 017
心理・職能判定員	48	48
医師・歯科医師	2 495	32	120	283	4	1 385	473	119	0	79
保健師・助産師・看護師	53 770	434	2 441	5 720	24	11 599	9 709	778	-	23 064
精神保健福祉士	1 122	91	10	882	-	140
保育士	376 704	20 673	353 943	2 080	8	...
保育補助者	21 896	21 799	97
保育従事者 ⁴⁾	36 083	36 083
うち保育士資格保有者	34 102	34 102
家庭的保育者 ⁴⁾	1 239	1 239
うち保育士資格保有者	995	995
家庭的保育補助者 ⁴⁾	710	710
居宅訪問型保育者 ⁴⁾	108	108
うち保育士資格保有者	99	99
児童生活支援員	662	662	-	...
児童厚生員	11 909	11 907	2	...
母子支援員	658	658	-	...
介護職員	174 321	3 172	17 461	11 205	3	142 481
栄養士	29 151	203	1 906	2 481	18	1 622	19 493	2 060	-	1 369
調理員	65 020	469	4 264	4 574	44	3 832	34 955	3 435	-	13 447
事務員	33 671	423	2 502	4 905	40	4 256	10 427	904	91	10 123
児童発達支援管理責任者	1 440	1 440	-	...
その他の職員	44 847	258	2 157	2 790	41	10 497	8 709	4 264	144	15 987

注：従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

- 1) 詳細票による調査をしていないため、保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター(特A型、A型、B型)、児童福祉施設(保育所等・地域型保育事業所を除く)には助産施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び女性自立支援施設は生活指導員のみである。
- 4) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。

2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況

(1) 事業所数

事業の種類別に障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所数をみると、「居宅介護事業」が26,485事業所と最も多く、前年と比べ518事業所、2.0%増加している。次いで「重度訪問介護事業」の22,849事業所(前年と比べ61事業所、0.3%減少)、「放課後等デイサービス事業」の22,643事業所(前年と比べ1,521事業所、7.2%増加)となっている。

また、対前年増減率をみると、「保育所等訪問支援事業」が20.6%と最も高く、次いで、「児童発達支援事業」の10.8%となっている。(表4)

表4 事業の種類別にみた事業所数(基本票)

	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	各年10月1日現在	
			増減数	増減率(%)
居宅介護事業	26 485	25 967	518	2.0
重度訪問介護事業	22 849	22 910	△ 61	△ 0.3
同行援護事業	8 187	8 361	△ 174	△ 2.1
行動援護事業	3 117	2 977	140	4.7
療養介護事業	254	249	5	2.0
生活介護事業	10 404	10 032	372	3.7
重度障害者等包括支援事業	23	22	1	4.5
計画相談支援事業	12 746	12 276	470	3.8
地域相談支援(地域移行支援)事業	3 801	3 723	78	2.1
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 657	3 583	74	2.1
短期入所事業	8 592	8 106	486	6.0
共同生活援助事業	14 241	13 351	890	6.7
自立訓練(機能訓練)事業	399	407	△ 8	△ 2.0
自立訓練(生活訓練)事業	1 681	1 630	51	3.1
宿泊型自立訓練事業	223	225	△ 2	△ 0.9
就労移行支援事業	3 240	3 301	△ 61	△ 1.8
就労継続支援(A型)事業	4 634	4 676	△ 42	△ 0.9
就労継続支援(B型)事業	17 973	16 713	1 260	7.5
自立生活援助事業	491	472	19	4.0
就労定着支援事業	1 885	1 809	76	4.2
児童発達支援事業	14 855	13 412	1 443	10.8
居宅訪問型児童発達支援事業	332	310	22	7.1
放課後等デイサービス事業	22 643	21 122	1 521	7.2
保育所等訪問支援事業	3 257	2 700	557	20.6
障害児相談支援事業	9 548	9 103	445	4.9

注：複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。

ただし、障害者支援施設が実施する昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

(2) 利用状況

① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業の利用状況

9月中の利用者1人当たり訪問回数をみると、居宅介護事業を利用する障害者では「身体介護が中心」が19.3回と最も多く、次いで「家事援助が中心」が8.8回となっている。

また、重度訪問介護事業を利用する者では26.2回となっており、そのうち「移動介護」が8.3回となっている。さらに、同行援護事業を利用する障害者では6.0回、行動援護事業を利用する障害者では5.8回となっている。(表5)

表5 事業の種類別にみた利用状況（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業）

	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	令和6(2024)年9月中	
			令和6年 (2024)	令和5年 (2023)
居宅介護事業¹⁾				
障害者 身体介護が中心	129 014	2 489 748	19.3	19.8
通院介助が中心(身体介護を伴う)	28 104	81 511	2.9	3.0
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	7 898	18 741	2.4	2.4
通院等乗降介助が中心	2 307	14 662	6.4	6.4
家事援助が中心	129 854	1 138 706	8.8	8.9
障害児 身体介護が中心	10 075	106 009	10.5	10.8
通院介助が中心(身体介護を伴う)	865	2 220	2.6	2.7
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	93	216	2.3	2.0
通院等乗降介助が中心	26	122	4.7	2.6
家事援助が中心	1 045	9 381	9.0	10.0
重度訪問介護事業	26 979	707 174	26.2	27.3
うち移動介護	8 386	69 604	8.3	8.0
同行援護事業				
障害者	31 866	190 367	6.0	6.1
障害児	178	944	5.3	6.5
行動援護事業				
障害者	17 752	103 137	5.8	5.6
障害児	2 168	11 452	5.3	5.5

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いている。

1) 居宅介護事業の利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

② 療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立生活援助、就労定着支援事業の利用状況

9月中の利用実人員をみると、就労継続支援（B型）事業が502,992人と最も多くなっており、利用者1人当たり利用日数をみると、重度障害者等包括支援事業が27.3日と最も多く、次いで、療養介護事業が25.3日となっている（表6）。

表6 事業の種類別にみた利用状況（障害福祉サービス等事業所）

	利用実人員 (人)	利用延人数 (人)	利用日数 合計 (日)	令和6(2024)年9月	
				利用者1人当たり 利用日数 (日)	
				令和6年 (2024)	令和5年 (2023)
療養介護事業	17 127	432 935	...	25.3	24.9
生活介護事業 ¹⁾	335 642	2 541 176	...	7.6	9.4
重度障害者等包括支援事業	22	·	609	27.3	29.8
計画相談支援事業 ²⁾	308 644	·	·	·	·
地域相談支援（地域移行支援）事業	1 223	·	·	·	·
地域相談支援（地域定着支援）事業	4 267	·	·	·	·
短期入所事業					
障害者	59 335	·	312 516	5.3	5.5
障害児	12 543	·	56 921	4.5	4.4
共同生活援助事業 ³⁾	185 349	·	·	·	·
自立訓練（機能訓練）事業 ¹⁾	1 092	8 377	...	7.7	7.8
自立訓練（生活訓練）事業 ¹⁾	14 351	160 387	...	11.2	12.0
宿泊型自立訓練事業	2 751	·	·	·	·
就労移行支援事業 ¹⁾	43 383	369 366	...	8.5	10.7
就労継続支援（A型）事業 ¹⁾	103 278	1 013 903	...	9.8	11.3
就労継続支援（B型）事業 ¹⁾	502 992	4 469 073	...	8.9	9.8
自立生活援助事業	1 251	·	·	·	·
就労定着支援事業	18 499	·	·	·	·

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、利用延人数不詳及び利用日数不詳の事業所を除いている。

利用者1人当たり利用日数は、利用延人数を調査している事業については利用延人数÷利用実人員、利用日数合計を調査している事業については利用日数合計÷利用実人員により算出している。

1) 障害者支援施設が実施する昼間実施サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を除く。

2) 計画相談支援事業は、サービス利用支援（計画作成）又は継続サービス利用支援（モニタリング）を利用した人数である。

3) 共同生活援助事業は、9月末日現在の利用実人員である。

③ 障害児通所支援等事業所の利用状況

9月中の利用実人員をみると、放課後等デイサービス事業の633,631人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用回数では、6.4回となっている（表7）。

表7 事業の種類別にみた利用状況（障害児通所支援等事業所）

	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	利用者1人当たり 訪問回数 (回)		利用延人数 (人)	利用者1人当たり 利用回数 (回)	
			令和6年 (2024)	令和5年 (2023)		令和6年 (2024)	令和5年 (2023)
			令和6年 (2024)	令和5年 (2023)		令和6年 (2024)	令和5年 (2023)
児童発達支援事業	272 333	·	·	·	1 418 116	5.2	5.5
居宅訪問型児童発達支援事業	437	1 700	3.9	3.7	·	·	·
放課後等デイサービス事業	633 631	·	·	·	4 073 554	6.4	6.8
保育所等訪問支援事業	26 227	43 096	1.6	1.6	·	·	·
障害児相談支援事業 ¹⁾	124 886	·	·	·	·	·	·

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、訪問回数不詳及び利用延人数不詳の事業所を除いている。

1) 障害児相談支援事業は、障害児支援利用援助（計画作成）又は継続障害児支援利用援助（モニタリング）を提供した人数である。

(3) 職種別常勤換算従事者数

障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の常勤換算従事者数をみると、居宅介護事業で155,444人、放課後等デイサービス事業で130,073人、共同生活援助事業で110,028人となっている(表8)。

表8 事業の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位：人)										令和6(2024)年10月1日現在	
	総数	介護福祉士	実務者研修修了者	旧介護職員基礎研修課程修了者	旧ホームヘルパー1級研修課程修了者	初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級研修課程修了者含む)	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む)	重度訪問介護従業者養成研修修了者	同行援護従業者養成研修修了者	行動援護従業者養成研修修了者	その他
居宅介護事業	155 444	86 869	14 342	1 964	2 960	42 081	471	…	…	…	6 759
重度訪問介護事業	56 869	28 879	5 819	600	945	14 126	345	3 730	…	…	2 425
同行援護事業	31 802	15 077	2 211	306	456	6 614	145	…	5 914	…	1 079
行動援護事業	13 213	5 981	1 065	105	131	2 779	58	…	…	2 716	380

	総数	サービス管理責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	23 825	480	1 182	11 646	6 143	4 373

	総数	サービス管理責任者	医師	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	92 169	8 413	1 483	8 662	1 151	64 657	7 802

	総数	サービス提供責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	17	8	9

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
計画相談支援事業	26 360	6 675	17 482	2 203
地域相談支援(地域移行支援)事業	1 608	290	1 098	220
地域相談支援(地域定着支援)事業	1 657	322	1 151	185

	総数	医師	保健師・看護師	心理・職能判定員	理学・作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	うち介護福祉士	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 ¹⁾	51 630	522	3 185	29	586	31 112	146	7 093	2 673	448	331	8 177

	総数	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	看護師	その他
共同生活援助事業	110 028	9 976	56 472	35 409	329	7 842

	総数	サービス管理責任者	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	767	81	123	106	187	6	265
自立訓練(生活訓練)事業	5 060	1 137	126	…	3 292	120	384
宿泊型自立訓練事業	1 199	169	40	…	740	…	250

	総数	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	13 559	2 489	3 603	3 688	3 277	503
就労継続支援(A型)事業	27 357	4 099	7 646	11 770	…	3 842
就労継続支援(B型)事業	101 309	15 970	33 791	36 680	…	14 869

	総数	サービス管理責任者	地域生活支援員	就労定着支援員	その他
自立生活援助事業	543	153	345	…	45
就労定着支援事業	2 965	1 373	…	1 377	214

	総数	児童発達支援管理責任者	児童指導員	保育士	障害福祉サービス経験者	その他
児童発達支援事業	80 327	12 203	26 158	26 071	2 958	12 937
放課後等デイサービス事業	130 073	21 554	54 789	29 609	4 554	19 566

	総数	児童発達支援管理責任者	訪問支援員	その他
居宅訪問型児童発達支援事業	313	103	181	29
保育所等訪問支援事業	5 242	1 852	2 991	399

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
障害児相談支援事業	18 130	4 395	12 194	1 541

注:9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。

障害者支援施設が実施する屋間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

1) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。

総括表

令和6(2024)年10月1日現在

	施設数(基本票)	定員(人) ¹⁾	在所者数(人) ¹⁾	従事者数(人) ²⁾
総 数	78 079	3 506 823	2 971 644	1 018 802
保護施設	284	18 562	17 448	6 109
救護施設	185	15 966	15 864	5 732
更生施設	17	1 250	957	260
医療保護施設 *	56
授産施設	13	440	301	65
宿所提供的施設	13	906	327	52
老人福祉施設	5 069	154 775	136 868	37 688
養護老人ホーム	918	59 812	50 543	15 949
養護老人ホーム(一般)	866	56 948	48 124	14 843
養護老人ホーム(盲)	52	2 864	2 419	1 106
軽費老人ホーム	2 331	94 963	86 325	21 740
軽費老人ホーム A型	187	11 026	10 046	2 435
軽費老人ホーム B型	11	492	328	35
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 037	81 790	74 324	18 658
都市型軽費老人ホーム	96	1 656	1 626	612
老人福祉センター *	1 820	•	•	...
老人福祉センター(特A型) *	207	•	•	...
老人福祉センター(A型) *	1 181	•	•	...
老人福祉センター(B型) *	432	•	•	...
障害者支援施設等	5 371	182 975	146 686	105 976
障害者支援施設 ³⁾	2 551	135 475	145 488	95 904
地域活動支援センター ⁴⁾	2 696	45 906	•	9 810
福祉ホーム	124	1 595	1 199	262
身体障害者社会参加支援施設 *	315	•	•	...
身体障害者福祉センター *	152	•	•	...
身体障害者福祉センター(A型) *	37	•	•	...
身体障害者福祉センター(B型) *	115	•	•	...
障害者更生センター *	4	•	•	...
補装具製作施設 *	14	•	•	...
盲導犬訓練施設 *	13	•	•	...
点字図書館 *	72	•	•	...
点字出版施設 *	10	•	•	...
聴覚障害者情報提供施設 *	50	•	•	...
女性自立支援施設	47	1 181	255	396
児童福祉施設等	40 118	2 436 602	2 079 214	634 587
助産施設 *	383	•	•	...
乳児院	147	3 700	2 545	5 527
母子生活支援施設 ⁵⁾	202	4 183	7 332	2 076
保育所等	23 511	2 225 103	1 881 378	482 573
保育所型認定こども園	1 756	196 598	152 961	41 609
保育所	21 755	2 028 505	1 728 416	440 964
地域型保育事業所	7 448	120 390	110 181	58 484
小規模保育事業所A型	5 281	90 367	85 026	44 189
小規模保育事業所B型	657	10 538	9 495	5 123
小規模保育事業所C型	81	763	654	452
家庭の保育事業所	735	3 250	2 921	2 402
居宅訪問型保育事業所	24	79	202	164
事業所内保育事業所	670	15 393	11 883	6 155
児童養護施設	613	29 093	22 452	21 751
障害児入所施設(福祉型)	238	8 065	5 762	5 404
障害児入所施設(医療型)	223	19 742	6 760	21 070
児童発達支援センター	835	25 043	47 619	13 951
児童心理治療施設	53	2 150	1 402	1 610
児童自立支援施設	58	3 317	1 115	1 954
児童家庭支援センター *	189	•	•	...
里親支援センター *	21	•	•	...
児童館	4 248	•	•	20 187
小型児童館	2 404	•	•	10 176
児童センター	1 707	•	•	9 264
大型児童館A型	15	•	•	285
大型児童館B型	3	•	•	40
大型児童館C型	-	•	•	-
その他の児童館	119	•	•	422
児童遊園 *	1 949	•	•	...
母子・父子福祉施設	55	•	•	271
母子・父子福祉センター	54	•	•	269
母子・父子休養ホーム	1	•	•	2
その他の社会福祉施設等	26 820	712 728	591 173	233 774
授産施設 *	57	•	•	...
無料低額宿泊所 *	640	•	•	...
盲人ホーム *	17	•	•	...
隣保館 *	1 057	•	•	...
へき地保健福祉館 *	36	•	•	...
日常生活支援居宅施設 *	128	•	•	...
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	18 460	712 728	591 173	233 774
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) *	6 425	•	•	...

注: * 印のついた施設は、詳細調査を実施していない。

1) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について、詳細票による調査を実施した施設について集計している。

2) 従事者数は詳細票により調査した常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。また、在所者数は入所者数と通所者数の合計であり、その内訳は、入所者数124,509人、通所者数20,979人である。

4) 障害者支援施設等のうち地域活動支援センターについては、在所者数を調査していない。

5) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者は世帯人員であり、児童福祉施設等の定員及び在所者数には含まない。

参考表1 施設の種類別調査対象施設数

令和6(2024)年10月1日現在

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総 数	38 176	34 268	33 941	89.8
保護施設	233	226	221	97.0
救護施設	185	179	179	96.8
更生施設	19	19	17	100.0
授産施設	16	15	12	93.8
宿所提供的施設	13	13	13	100.0
老人福祉施設	3 252	2 986	2 986	91.8
養護老人ホーム	919	852	852	92.7
養護老人ホーム(一般)	867	801	801	92.4
養護老人ホーム(盲)	52	51	51	98.1
軽費老人ホーム	2 333	2 134	2 134	91.5
軽費老人ホーム A型	188	182	182	96.8
軽費老人ホーム B型	12	11	11	91.7
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 037	1 855	1 855	91.1
都市型軽費老人ホーム	96	86	86	89.6
障害者支援施設等	5 426	4 791	4 748	88.3
障害者支援施設	2 552	2 309	2 308	90.5
地域活動支援センター	2 750	2 372	2 330	86.3
福祉ホーム	124	110	110	88.7
女性自立支援施設	48	48	47	100.0
児童福祉施設等	18 783	17 168	16 954	91.4
乳児院	147	138	138	93.9
母子生活支援施設	206	202	200	98.1
保育所等	4 489	4 044	3 988	90.1
保育所型認定こども園	1 766	1 584	1 578	89.7
保育所	2 723	2 460	2 410	90.3
地域型保育事業所	7 505	6 739	6 702	89.8
小規模保育事業所A型	5 297	4 947	4 936	93.4
小規模保育事業所B型	668	599	591	89.7
小規模保育事業所C型	82	72	71	87.8
家庭的保育事業所	752	533	525	70.9
居宅訪問型保育事業所	26	20	18	76.9
事業所内保育事業所	680	568	561	83.5
児童養護施設	613	575	575	93.8
障害児入所施設(福祉型)	239	214	213	89.5
障害児入所施設(医療型)	223	185	185	83.0
児童発達支援センター	838	755	752	90.1
児童心理治療施設	53	50	50	94.3
児童自立支援施設	58	58	58	100.0
小型児童館	2 559	2 418	2 309	94.5
児童センター	1 713	1 661	1 657	97.0
大型児童館A型	15	15	15	100.0
大型児童館B型	3	3	3	100.0
大型児童館C型	—	—	—	—
その他の児童館	122	111	109	91.0
母子・父子福祉施設	55	51	51	92.7
母子・父子福祉センター	54	50	50	92.6
母子・父子休養ホーム	1	1	1	100.0
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	10 379	8 998	8 934	86.7

注： 1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設に配布した詳細票の枚数である。

2) 回収客体数は、回収した詳細票の枚数である。

3) 集計客体数は、回収した詳細票のうち活動中の詳細票の枚数である。

4) 回収率(%) = 「回収客体数」 ÷ 「調査客体数」 × 100で算出している。

参考表2 施設の種類別にみた施設数・定員（基本票）

	各年10月1日現在				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
総 数	施設数				
保護施設	80 723	82 611	83 821	77 803	78 079
老人福祉施設	289	288	290	287	284
障害者支援施設等	5 228	5 192	5 158	5 126	5 069
身体障害者社会参加支援施設	5 556	5 530	5 498	5 457	5 371
女性自立支援施設 ²⁾	316	315	315	313	315
児童福祉施設等	47	47	47	47	47
(再掲)保育所等 ³⁾	45 722	46 560	46 997	40 382	40 118
(再掲)幼保連携型認定こども園 ⁴⁾	23 753	23 884	23 879	23 726	23 511
母子・父子福祉施設	5 721	6 111	6 479
その他の社会福祉施設等	56	57	55	55	55
(再掲)有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	23 509	24 622	25 461	26 136	26 820
	15 956	16 724	17 327	17 833	18 460
総 数	定員(人) ¹⁾				
保護施設	4 254 940	4 348 554	4 414 506	3 765 462	3 770 139
老人福祉施設	19 266	19 090	19 223	18 986	18 650
障害者支援施設等 ⁵⁾	158 017	157 471	157 050	156 402	155 353
身体障害者社会参加支援施設	187 809	187 299	186 028	184 146	181 622
女性自立支援施設 ²⁾	265	265	265	264	264
児童福祉施設等 ⁶⁾	1 329	1 245	1 205	1 195	1 181
(再掲)保育所等 ³⁾	3 067 329	3 120 096	3 153 357	2 474 182	2 448 668
(再掲)幼保連携型認定こども園 ⁴⁾	2 279 266	2 285 239	2 278 793	2 259 096	2 233 508
母子・父子福祉施設	584 247	623 517	660 983
その他の社会福祉施設等
(再掲)有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	820 925	863 088	897 378	930 287	964 401
	606 394	635 879	661 490	686 128	716 159

- 注： 1) 定員は詳細票による調査を実施した施設のみ、集計している。
 2) 女性自立支援施設は、令和5(2023)年までは婦人保護施設である。
 3) 保育所等は、保育所型認定こども園及び保育所である。
 4) 令和5(2023)年調査から幼保連携型認定こども園は調査対象外としている。
 5) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分である。
 6) 児童福祉施設等の定員には母子生活支援施設を含まない。

参考表3 事業の種類別利用状況

	利用実人員 (人)		訪問回数合計 ¹⁾ (回)		利用者1人当たり訪問回数 ²⁾ (回)	
	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)
居宅介護事業 ³⁾						
障害者 身体介護が中心	129 014	123 576	2 489 748	2 442 173	19.3	19.8
通院介助が中心(身体介護を伴う)	28 104	26 705	81 511	80 608	2.9	3.0
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	7 898	7 767	18 741	18 277	2.4	2.4
通院等乗降介助が中心	2 307	3 030	14 662	19 427	6.4	6.4
家事援助が中心	129 854	130 838	1 138 706	1 163 863	8.8	8.9
障害児 身体介護が中心	10 075	9 506	106 009	102 843	10.5	10.8
通院介助が中心(身体介護を伴う)	865	779	2 220	2 100	2.6	2.7
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	93	84	216	172	2.3	2.0
通院等乗降介助が中心	26	38	122	99	4.7	2.6
家事援助が中心	1 045	883	9 381	8 871	9.0	10.0
重度訪問介護事業	26 979	25 578	707 174	698 102	26.2	27.3
うち移動介護	8 386	7 641	69 604	61 445	8.3	8.0
同行援護事業						
障害者	31 866	31 229	190 367	189 755	6.0	6.1
障害児	178	178	944	1 165	5.3	6.5
行動援護事業						
障害者	17 752	16 417	103 137	91 541	5.8	5.6
障害児	2 168	1 994	11 452	10 946	5.3	5.5
療養介護事業	17 127	16 858	432 935	420 199	25.3	24.9
生活介護事業 ⁴⁾	335 642	280 270	2 541 176	2 635 645	7.6	9.4
重度障害者等包括支援事業	22	26	609	785	27.3	29.8
計画相談支援事業 ⁵⁾	308 644	291 631	・	・	・	・
地域相談支援(地域移行支援)事業	1 223	867	・	・	・	・
地域相談支援(地域定着支援)事業	4 267	4 460	・	・	・	・
短期入所事業						
障害者	59 335	51 958	312 516	284 936	5.3	5.5
障害児	12 543	10 414	56 921	45 812	4.5	4.4
共同生活援助事業 ⁶⁾	185 349	172 423	・	・	・	・
自立訓練(機能訓練)事業 ⁴⁾	1 092	1 115	8 377	8 746	7.7	7.8
自立訓練(生活訓練)事業 ⁴⁾	14 351	13 481	160 387	161 262	11.2	12.0
宿泊型自立訓練事業	2 751	2 858	・	・	・	・
就労移行支援事業 ⁴⁾	43 383	38 487	369 366	412 394	8.5	10.7
就労継続支援(A型)事業 ⁴⁾	103 278	108 488	1 013 903	1 231 127	9.8	11.3
就労継続支援(B型)事業 ⁴⁾	502 992	461 003	4 469 073	4 540 666	8.9	9.8
自立生活援助事業	1 251	1 293	・	・	・	・
就労定着支援事業	18 499	16 460	・	・	・	・
児童発達支援事業	272 333	233 601	1 418 116	1 290 874	5.2	5.5
居宅訪問型児童発達支援事業	437	383	1 700	1 432	3.9	3.7
放課後等デイサービス事業	633 631	557 284	4 073 554	3 789 526	6.4	6.8
保育所等訪問支援事業	26 227	20 875	43 096	34 238	1.6	1.6
障害児相談支援事業 ⁷⁾	124 886	115 341	・	・	・	・

注:9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、訪問回数不詳、利用延人数不詳及び利用日数不詳の事業所を除いている。

1) 療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・児童発達支援及び放課後等デイサービス事業は利用延人数(人)、重度障害者等包括支援・短期入所事業は利用日数合計(日)である。

2) 療養介護・生活介護・重度障害者等包括支援・短期入所・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援事業は利用者1人当たり利用日数(日)、児童発達支援・放課後等デイサービス事業は利用者1人当たり利用回数(回)である。

3) 居宅介護事業の利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

4) 障害者支援施設が実施する昼間実施サービス(生活介護・自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

5) 計画相談支援事業は、サービス利用支援(計画作成)又は継続サービス利用支援(モニタリング)を利用した人数である。

6) 共同生活援助事業は、9月末日現在の利用実人員である。

7) 障害児相談支援事業は、障害児支援利用援助(計画作成)又は継続障害児支援利用援助(モニタリング)を提供した人数である。

用語の定義

1 施設

保護施設

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(3) 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う施設

(4) 授産施設

生活法護法に基づき、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設

(5) 宿所提供的施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設

老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム（一般、盲）

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

(2) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス、都市型）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設

軽費老人ホームA型：高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホームB型：身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホーム（ケアハウス）：身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる。

都市型軽費老人ホーム：都市部において、軽費老人ホームの設備や職員配置基準の特例を設け、主として、要介護度が低い低所得高齢者を対象とする小規模な施設

(3) 老人福祉センター（特A型、A型、B型）

A型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

なお、特A型は保健関係部門を強化した施設で、B型は基本となるA型の機能を補完する施設

障害者支援施設等

(1) 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。）

(2) 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設

(3) 福祉木一ム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設

身体障害者社会参加支援施設

(1) 身体障害者福祉センター（A型、B型）

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設

A型：身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う。

B型：身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う。

(2) 障害者更生センター

身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーション、その他休養のための便宜を供与する施設

(3) 補装具製作施設

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

(4) 盲導犬訓練施設

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

(5) 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸し出し等を行う施設

(6) 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設

(7) 聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物の製作及び貸し出し等を行う施設

女性自立支援施設（令和6（2024）年から※）

困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

※令和6（2024）年4月より「婦人保護施設」から名称変更

婦人保護施設（令和5（2023）年まで）

要保護女子を入所させて保護する施設

児童福祉施設等

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、

助産を受けさせることを目的とする施設

(2) 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設

(3) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(4) 幼保連携型認定こども園（令和4（2022）年まで）

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を持つ単一の施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(5) 保育所型認定こども園

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(6) 保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

(7) 小規模保育事業所（A型、B型、C型）

保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業所

A型：保育所分園や小規模の保育所に近い類型の事業所

B型：A型とC型の中間の類型の事業所

C型：家庭的保育に近い類型の事業所

(8) 家庭的保育事業所

家庭的保育者の居宅等で、保育を行う事業所

(9) 居宅訪問型保育事業所

保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う事業所

(10) 事業所内保育事業所

主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所

(11) 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設

(12) 障害児入所施設（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設

医療型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設

(13) 児童発達支援センター（令和6（2024）年から※）

地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設

※令和6（2024）年4月に、児童発達支援センター（福祉型、医療型）の一元化が行われた。

(14) 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活

指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(15) **児童自立支援施設**

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(16) **児童家庭支援センター**

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、援助を総合的に行う施設

(17) **里親支援センター（令和6（2024）年から創設）**

里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(18) **児童館（小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）及びその他の児童館）**

屋内に集会室、遊戯室、図書室等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

小型児童館：小地域を対象

児童センター：児童の体力増進を図る機能を有する。

大型児童館：広域児童を対象

A型：都道府県内の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する。

B型：自然の中で宿泊し、野外活動が行える機能を有する。

C型：芸術、体育、科学等の総合的な活動ができる機能を有する。

(19) **児童遊園**

屋外に広場、ブランコ等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

母子・父子福祉施設

(1) **母子・父子福祉センター**

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

(2) **母子・父子休養ホーム**

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設

その他の社会福祉施設等

(1) **授産施設**

社会福祉法に基づき、労働力の比較的低い生活困難者に対し、施設を利用させることによって、就労の機会を与え、又は技能を修得させ、これらの者の保護と自立更生を図る施設

(2) **無料低額宿泊所**

生計困難者のために無料又は低額な料金で貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設

(3) **盲人ホーム**

あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行い、その自立更生を図る施設

(4) **隣保館**

無料又は低額な料金で施設を利用させ、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る施設

(5) へき地保健福祉館

へき地において地域住民に対し、保健福祉に関する福祉相談、健康相談、講習会、集会、保育、授産など生活の各般の便宜を供与する施設

(6) 日常生活支援住居施設

無料低額宿泊所であって、福祉事務所による生活保護受給者に対する日常生活上の支援の実施の委託を受ける施設として、都道府県等から認定を受けた施設

(7) 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外／サービス付き高齢者向け住宅であるもの）

有料老人ホーム：老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与する施設

サービス付き高齢者向け住宅：60歳以上の高齢者等を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅等

2 障害福祉サービス等

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行う。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(5) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

(6) 生活介護

施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創造的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創造的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。

(7) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、

重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

(8) **計画相談支援**

障害者的心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係るサービス等利用計画を作成すること等を行う。

(9) **地域相談支援（地域移行支援）**

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

(10) **地域相談支援（地域定着支援）**

居宅において単身等で生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う。

(11) **短期入所**

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、入所の必要が生じた障害者等につき、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(12) **共同生活援助**

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

(13) **自立訓練（機能訓練）**

障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(14) **自立訓練（生活訓練）**

障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(15) **宿泊型自立訓練**

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(16) **就労移行支援**

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

(17) **就労継続支援（A型）**

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(18) **就労継続支援（B型）**

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によつても通常の事業所に雇用されるに至らなかつた者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

の必要な支援を行う。

(19) **自立生活援助**

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

(20) **就労定着支援**

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

3 障害児通所支援等

(1) **児童発達支援**

障害児につき、児童発達支援事業所に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。(児童発達支援センターの利用に係るものを除く。)

(2) **居宅訪問型児童発達支援**

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

(3) **放課後等デイサービス**

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

(4) **保育所等訪問支援**

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

(5) **障害児相談支援**

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。

4 常勤換算従事者数

兼務している常勤者(当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者)及び非常勤者について、その勤務時間を常勤換算方法(その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入)により換算した人数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。